



福岡医発第472号 (地付)
平成24年 5月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

診療報酬算定について

診療報酬算定について、下記の不適切事例が判明した旨情報提供がありましたので、充分にご留意いただきますとともに以下に該当する場合は早急に改善されるよう貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 自院（整形外科）で在宅医療（在宅時医学総合管理料、在宅患者訪問診療料）を算定している患者を自院へ通院させて、通院リハビリテーションを併算定している。
在宅医療は通院が困難な患者を医療側が訪問して行う医療であり、医療機関の車で患者を医療機関に連れて来て医療が可能であれば、在宅医療は算定できない。
この場合、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料で算定すること。
2. 他院（内科）で在宅医療を算定している患者を自院（整形外科）の車で自院に連れてきて通院リハビリテーションを算定している。患者が他院で在宅医療を受けていれば通院リハビリテーションは算定できなく、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料で算定すること。また、必ず、他院での在宅医療の有無を確認すること。
3. 介護保険認定者では2カ月の移行期間を経て医療保険から介護保険によるリハビリテーションへ移行させることになっているが、長期にわたって医療保険によるリハビリテーションが算定されている。
4. 在宅医療を算定している内科から、他院（整形外科）で通院リハビリテーションを受けている患者に療養費同意書を発行し、あんま、マッサージ等を受けさせている。
5. 今回の横覧チェックは地域を限定して実施されたが、多くの整形外科医療機関で行われており、他地域でも同様な不適切事例が予想される。